

消費税の仕組みをおさらいしよう！

●概要

平成26年4月1日より消費税率が8%へ引き上げられます。

赤字でも納税が発生する消費税は経営者の方の悩みのタネの一つです。消費税の計算の仕組みを理解し、増税に備えましょう。

●消費税とは

消費税は、商品の販売やサービスの提供に対して課される税金です。消費税は事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて、取引が行われる度に次々と転嫁されます。そして、最終的には商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担することを予定しています。

ただ、消費者は消費税の負担はしますが、それを納税するのは事業者になります。

これはどういうことなのか、次の具体例でみていきましょう。

●具体例（税率は8%）

① 小売店がメーカーから商品を32,400円（内、消費税2,400円）で仕入れます。

② 小売店が仕入れた商品を消費者に54,000円（内、消費税4,000円）で販売します。

メーカーの立場に立つと、①で小売店から2,400円消費税を受け取っています。

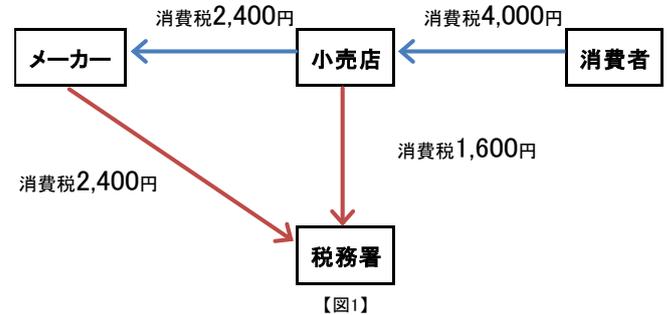
次に小売店の立場に立つと、①でメーカーに2,400円消費税を支払い、②で消費者から4,000円消費税を受け取っています。

最後に消費者の立場に立つと、消費者は商品を購入するために4,000円消費税を負担しています。

この消費者が負担した4,000円を各事業者が国に納税することとなります。

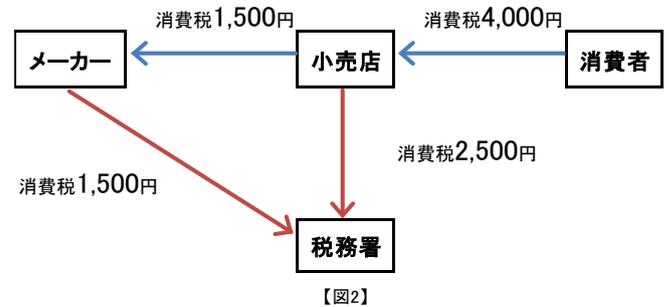
ここで、小売店は消費者から受け取った消費税をそのまま納付するのではなく、仕入の際にメーカーに既に支払った、2,400円を差し引いて1,600円だけ納付します。消費者が負担した4,000円の内残りの2,400円については、小売店から消費税を受け取ったメーカーが納付します。

このように、消費者が負担した消費税は、各取引段階の事業者によって分担して納付されることとなります。（【図1】参照）



●増税前に仕入れ、増税後に売った場合

税率5%の時に商品を仕入れて、税率8%の時に商品を売ると【図2】のようになります。



小売店の仕入の金額は32,400円から、31,500円に減りますが、その分消費税の納税額は1,600円から2,500円に増えます。

つまり、仕入金額と消費税の納税額との合計はいずれも34,000円となり、仕入を増税前に行っても支出額は変わらないこととなります。

ただし、免税事業者の方や簡易課税を選択している方は増税前に仕入を行う方が支出額は少なくなります。

●資金繰りの確保が大事

中小企業にとって、消費税の増税は相当の負担です。具体例は増税分を全て販売価格に転嫁できた場合の事例です。取引先との関係や扱う商品によっては、増税分すべてを販売価格に転嫁することが難しい場合もあるでしょう。

この場合、3%という増税の数字以上に資金繰りが苦しくなることかと思えます。

このような事態に備え、今のうちから定期積金や納税準備預金等を利用し、計画的に資金を準備しておくことをおすすめします。

（星野 貴亮）